

※この太線内を委任者（世帯主）が自筆してください  
（代理人が記入するところではありません）

R4. 1～【国民健康保険課用】

# 委任状

明石市長あて

令和\_\_年\_\_月\_\_日

1 委任者(世帯主) ※国民健康保険法により世帯主に届出・申請義務が課されているため世帯主が委任状を作成する必要があります。



住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日

電話番号(携帯可) ( ) - \_\_\_\_\_

私は下記の者を代理人と定め、以下のとおり委任します。

2 代理人(窓口に来られる人) ※代理人の本人確認書類\*1をお持ちください。

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日

電話番号(携帯可) ( ) - \_\_\_\_\_ 世帯主との続柄 \_\_\_\_\_

3 委任事項 (↓委任する項目にチェック☑を入れてください。チェック☑がない項目の手続きはできません。)

<input type="checkbox"/>	国民健康保険の「加入」・「脱退」の届出
<input type="checkbox"/>	「国民健康保険被保険者証(兼高齢受給者証)」の再交付申請
<input type="checkbox"/>	限度額適用(標準負担額減額)認定証交付申請
<input type="checkbox"/>	特定疾病受療証交付申請
<input type="checkbox"/>	高額療養費支給申請
<input type="checkbox"/>	療養費支給申請
<input type="checkbox"/>	出産育児一時金支給申請
<input type="checkbox"/>	葬祭費支給申請
<input type="checkbox"/>	所得申告・保険料の案内
<input type="checkbox"/>	保険料の納付相談
<input type="checkbox"/>	その他( )

.....【委任者が記入できないとき】.....

※委任者(世帯主)が自筆できない場合は代筆者(窓口に来られる人以外の人)が委任状及び代筆証明書も記入してください(委任者・代理人・代筆者はすべて別の人です)。

代筆者(窓口に来られる人以外の人)が記入してください

## 代筆証明書

委任者は下記理由により自筆できないため、委任者の意思を確認の上、代筆しました。なお、今後この件について委任者、代理人、代筆者との間に紛争等が生じたとしても、貴市には一切責任はなく、私の責任において解決することを誓約します。

理由 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話番号(携帯可) ( ) - \_\_\_\_\_

(委任状に関する注意点)

- \*1 窓口に来られる人は本人確認のため、マイナンバーカード(個人番号カード)・運転免許証・パスポート・住基カードなど公的機関が発行した顔写真付本人確認書類を持参してください。各種健康保険証・年金手帳・通帳など顔写真付きではないもの場合は2点必要です。
- \*2 手続きの対象となる人の保険証(加入手続き、保険証の再交付の場合を除く)をお持ちください。
- \*3 委任状を偽造、または偽造した委任状を行使したときは、私文書偽造等の罪で刑事罰の対象となります。
- \*4 葬祭費支給申請の際は上記「世帯主」を「喪主」と読み替えてください。

裏面記入例を参照ください →

## 記入例

※この太線内を委任者（世帯主）が自筆してください  
（代理人が記入するところではありません）

## 委任状

明石市長あて

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

## 1 委任者(世帯主) ※国民健康保険法により世帯主に届出・申請義務が課されているため世帯主が委任状を作成する必要があります。

住所 明石市中崎1丁目100番100号

氏名 明石 太郎 生年月日 大正(昭和)・平成 ○年 ○月 ○日

電話番号(携帯可) ( 078 ) 918 - 5021

私は下記の者を代理人と定め、以下のとおり委任します。

## 2 代理人(窓口に来られる人) ※代理人の本人確認書類\*1をお持ちください。

住所 明石市中崎1丁目200番200号

氏名 兵庫 花子 生年月日 大正(昭和)・平成 ○年 ○月 ○日

電話番号(携帯可) ( 078 ) 918 - 5022 世帯主との続柄 子

## 3 委任事項 (↓委任する項目にチェック☑を入れてください。チェック☑がない項目の手続きはできません。)

<input checked="" type="checkbox"/>	国民健康保険の「加入」・「脱退」の届出
<input type="checkbox"/>	「国民健康保険被保険者証(兼高齢受給者証)」の再交付申請
<input type="checkbox"/>	限度額適用(標準負担額減額)認定証交付申請
<input type="checkbox"/>	特定疾病受療証交付申請
<input type="checkbox"/>	高額療養費支給申請
<input type="checkbox"/>	療養費支給申請
<input type="checkbox"/>	出産育児一時金支給申請
<input type="checkbox"/>	葬祭費支給申請
<input type="checkbox"/>	所得申告・保険料の案内
<input type="checkbox"/>	保険料の納付相談
<input type="checkbox"/>	その他( )

.....【委任者が記入できないとき】.....

※委任者(世帯主)が自筆できない場合は代筆者(窓口に来られる人以外の人)が委任状及び代筆証明書も記入してください(委任者・代理人・代筆者はすべて別の人です)。

代筆者(窓口に来られる人以外の人)が記入してください

## 代筆証明書

委任者は下記理由により自筆できないため、委任者の意思を確認の上、代筆しました。なお、今後この件について委任者、代理人、代筆者との間に紛争等が生じたとしても、貴市には一切責任はなく、私の責任において解決することを誓約します。

理由

明石太郎は手を骨折し、字が書けないため

住所

明石市中崎1丁目300番300号

氏名

国保 一郎

電話番号(携帯可) ( 078 ) 918 - 5023

(委任状に関する注意点)

- \*1 窓口に来られる人は本人確認のため、マイナンバーカード(個人番号カード)・運転免許証・パスポート・住基カードなど公的機関が発行した顔写真付本人確認書類を持参してください。各種健康保険証・年金手帳・通帳など顔写真付きではないもの場合は2点必要です。
- \*2 手続きの対象となる人の保険証(加入手続き、保険証の再交付の場合を除く)をお持ちください。
- \*3 委任状を偽造、または偽造した委任状を行使したときは、私文書偽造等の罪で刑事罰の対象となります。
- \*4 葬祭費支給申請の際は上記「世帯主」を「喪主」と読み替えてください。